

埋火葬許可証・東山悠苑使用許可書の再交付申請の流れ

1 申請先を確認する

- 埋火葬許可証の場合は、死亡届を提出した市区町村となります。（※郡山市以外の場合は当該市町村に申請方法を確認してください。）
- 東山悠苑使用許可書の場合は、郡山市となります。

2 再交付申請書に必要事項を記入する

- 記入例をご確認の上、太線内をご記入ください。
- 不明な箇所も可能な範囲でご記入ください。
- 死亡者の本籍及び住所欄は、亡くなられた当時の本籍及び住所をご記入ください。
- 申請者の連絡先は日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。
- 申請者の死亡者との続き柄は、死亡者からみた関係でご記入ください。（死亡者が申請者の父母であれば続き柄は「子」としてください。）※死産児用には続き柄欄はありません。
- 東山悠苑使用許可書の場合は、当初の申請者と同じにしてください。

3 再交付申請書を郡山市に提出する

3.1 提出先

郡山市役所市民課・各行政センター・各連絡所・
各市民サービスセンターへご提出ください。
遠方の方は、郵送での申請も可能です。

963-8601
福島県郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市市民課戸籍係 埋火葬許可担当 行

3.2 申請に必要なもの

- 再交付申請書（料金は無料です。）
- 返信用封筒（※窓口にて受け取りの場合は不要です。）
 - 返信用の宛先（申請者の住所・氏名・郵便番号）をご記入ください。
 - 郵便切手（普通郵便110円）の貼付をお願いします。

※死亡者の**戸籍謄本**や**火葬許可証の写し**などをお持ちでしたら、**コピーの同封**をお願いします。

4 再交付の許可証を受け取る

- ◆ 再交付までの日数は、受付の翌営業日を目安としてください。郵送での申請及び許可証の再交付の際は、郵送に要する日数も考慮ください。
- ◆ 窓口で申請する場合でも、郵送による交付が可能です。「3.2 申請に必要なもの」のとおり、返信用封筒をご用意ください。